

# さん 燦

事務所報  
SUN 第21号  
2016年7月発行

 OIKE LAW OFFICE

|       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 弁護士   | 井上 博隆 | 弁護士   | 長谷川 彰 |
| 弁護士   | 野々山 宏 | 弁護士   | 坂田 均  |
| 弁護士   | 永井 弘二 | 弁護士   | 長野 浩三 |
| 弁護士   | 草地 邦晴 | 弁護士   | 小原 路絵 |
| 弁護士   | 茶木真理子 | 弁護士   | 上里美登利 |
| 弁護士   | 住田 浩史 | 弁護士   | 谷山 智光 |
| 弁護士   | 北村 幸裕 | 弁護士   | 志部淳之介 |
| 弁護士   | 若竹 宏諭 | 弁護士   | 伊吹 健人 |
| 弁護士   | 加守田枝里 | 弁護士   | 森貞 涼介 |
| 客員弁護士 | 二本松利忠 | 客員弁護士 | 大瀬戸豪志 |
|       |       |       | 事務局一同 |



暑中お見舞い  
申し上げます

今年1月には、加守田弁護士と森貞弁護士が、3月には、若竹弁護士が当事務所のメンバーに加わりました。現在、当事務所の弁護士は20名となり、日々賑やかに職務を行っています。

所属弁護士の専門分野を見ても、金融関係法務、会社関係法務、知的財産法務、国際法務、先物取引被害事件、証券被害事件、交通事故、医療過誤、倒産処理、欠陥住宅、賃貸借・不動産関係事件、社会保障、家事事件、少年事件、裁判員裁判をはじめとする刑事事件など、様々です。昨年には、元裁判官の二本松弁護士や、元著作権審議会専門委員の大瀬戸弁護士の加入

により、さらに対応分野の幅が広がりました。

当事務所では、こうした専門分野を持つ個性豊かな弁護士らが、日々切磋琢磨し、その専門性を研鑽するとともに、新たな分野の開拓にも取り組んでいます。

昨今、社会の高齢化、情報化に伴い、法的トラブルも日々多様化しています。私たちは、こうした社会状況の変化に対応し、それぞれの専門分野を生かして多用な法的ニーズに対応し、よりよい法的サービスが提供できる事務所を目指しています。

今後ともよろしくお願い申し上げます。

## 御池総合法律事務所

京都市中京区烏丸御池東入 アーバネックス御池ビル東館6階  
TEL 075-222-0011 FAX 075-222-0012  
E-mail [oike@oike-law.gr.jp](mailto:oike@oike-law.gr.jp)  
URL <http://www.oike-law.gr.jp/>

2016/7  
No.21



## 沖縄「京都の塔」

弁護士 井上 博隆



那覇空港から国道330号線（ひめゆり通り）に入り、北上して浦添市に至ると「京都の塔」という大きな標識が見えてくる。沖縄での戦争の京都府出身の兵士の慰霊碑だと聞いて行ってみた。

普天間基地を見下ろす展望台からの映像が時々流されるが、この嘉数高台にあった。

ここで戦争初期に「嘉数の戦い」という激戦があり、京都出身の兵士2536名、嘉数地区の約半数の343名が戦死した。野中広務元自民党幹事長らの尽力により、「京都の塔」（下の写真の左側）と「嘉数の塔」（同右側）という慰霊碑が、100坪くらいの一つの敷地に建てられたようだ。「塔」と言っても横長のものである。そういえば、実家の隣家の人もここで戦死されたと聞いたことがある。京都の塔の前には、米軍を銃撃したトーチカも残されていた。横には、韓民族出身者の「青丘の塔」という慰霊碑もあった。



京都以外の都道府県出身者の慰霊碑は、最後の激戦地となった「平和の礎」のある摩文仁の国立沖縄戦没者墓苑の傍、またはその近辺にあるが、京都だけは初期に玉砕したため、ここにあるそうである。

碑文には「再び戦争の悲しみが繰り返されることのないようまた併せて沖縄と京都とを結ぶ文化と友好との絆がますます固められるようこの塔に切なる願いをよせるものである」と記載されていた。

嘉数の戦いと並ぶ激戦の一つに、「シュガーローフの戦い」というのがある。この戦いのあった場所は、右上写真の右中、ツインタワーの右横の白い王冠のような建物のあるところである。

戦後は、この写真に写っている部分のほぼ全ての192ha（京都御苑は65haでありほぼ3倍）が、米軍の住宅地となっていた。ここで、日本人が2、3日も断水で苦しんでいるの

に、米軍は青々とした芝生に、水やりをしたり、ビニールプールで子供を遊ばせていたそうである。



しかし、返還後の今は、「那覇新都心」と言って、官公庁、博物館・美術館、公園、ブランド品などを売っている免税店、大規模店舗、ショッピングセンターなどがあり、多くの人で賑わっている。

返還前の経済効果（軍用地料、労働者の所得、米軍などに対するサービスなどの提供、国が出す周辺土地への整備費、自治体などへの交付金など）年52億円が、返還後は32倍の1634億円になっている。雇用も返還前の168人から1万5560人となっている。他の既に返還された地区と併せても経済効果は返還前の28倍となっている。基地が沖縄経済の発展の妨げとなっていることは、普天間基地（480ha）が京都御苑の7倍以上の広さがあり、これが宜野湾市の真ん中にあるのであるから、想像がつく。

基地関連収入の県民総所得に占める割合は、1957年の51.5%をピークに、86年以降は40%台で推移している。

沖縄県の面積が国土の0.6%であるのに、日本の米軍基地の73.88%が沖縄にある。23%だという国会議員がいたが、これは日米地位協定に基づく有事の場合の一時的利用可能のところを含む数字である。また、普天間基地は、住民が収容所に入れられている間に、強制的に接収されたものである。「沖縄振興予算」というものは、他の都道府県が支給されている予算の別枠と誤解している人がいるが、全体の額のことであり、全国的に見て10数倍である。今後、那覇軍港などの返還が予定されているが、基地は全体の0.7%しか減らない。それは辺野古をはじめとして、県内移設だからである。

僕も知らなかったけれども、本当に抑止力になるのか、仮になるとしてその広さが必要なのかも含めて、事実を知った上で沖縄を論じる必要があるように思う。

## 同席調停

弁護士 小原 路絵



2013年12月に、公益社団法人日本仲裁人協会が主催する国際家事調停人養成研修に参加しました。同研修は、2014年4月1日のハーグ条約の国内での発効に先立って開催されました。国際家事調停では、当事者の国籍、言語、文化等が異なり、国内家事調停とは異なる手法が求められます。特に、海外では調停等は、同席で行われることが多いです。

同研修の講師は、同協会理事で、元九州大学教授のレビン小林先生でした。レビン先生は、対話促進型同席調停を推進されており（詳しくは、自由と正義2016年3月号（67.3.58）を参照ください。）、同研修でもそれを中心に、ロールプレイなどを行いました。あくまでロールプレイではありますが、それでも同席調停のイメージはつかむことができたのではないかと思います。

まず、私は、同席調停で、対立当事者を同席させても、双方が非難し合って、なかなか紛争解決に結びつく話し合いができないのではないかと考えていました。しかし、実際の同席調停の場では、逆に面と向かって非難し合うことは、当事者の自制が働くことが多く、あまりないとのことでした。

そして、私が、これまで別席調停のデメリットとして感じていたのは、調停委員から、相手方から聴いた内容として伝えられることが、本当に相手方の真意なのか、確かめようがなく、実際に相手方が話していた内容はどうか、また相手方と調停委員の話し合いの時間が伝えられた内容の割に長いと、実際何が話し合われていたのか、その内容に不審や不満を抱くことがあるという点でした。これについては、同席調停であれば、直接相手方の口から聞くことができ、調停委員と相手方とのやり取りにも同席しているので、不審を抱くこともありません。

また、当事者は、調停において、自分の真意を最初から話すとは限りません。例えば、離婚調停で、お金の解決さえできれば離婚に応じてもいいと思っているにもかかわらず、お金のことは全然触れずに、離婚には応じたくないとしか言わない当事者もいます。別席調停では、相手方の真意を探るのは、相手方と元々何の面識も無かった調停委員に委ねざるを得ないのですが、同席調停では、相手方の話を聞きながら、真意を探るための尋ね方を当事者自身ができることができます。

さらに、当事者の対立が、感情的な行き違いに端を発しているような場合、調停委員がうまく当事者の言葉を引き

出し、それを他方当事者に聞かせることで、双方の感情的対立が緩和するということもあります。例えば、申立人が、相手方の反省の言葉が聞けないことを最も不満に思っている場合、調停委員は申立人からの聴取の過程で、申立人が相手方の反省の言葉が聞きたい旨を相手方に聞かせ、相手方からの聴取の過程で、申立人が反省の言葉が聞けなかったことが残念だと言っている点をどう思うかなどと聞くことで、相手方の反省の言葉が引き出せれば、請求内容に関する問題解決に大きく前進することが考えられます。

同席調停の場合、調停委員は、当事者とのやり取りを対立当事者にも見られるわけですから、別席調停のときよりも、さらに中立性が要求されます。具体的には、当事者の話を聞くときに、調停委員自身の評価を差し挟まないという点が挙げられます。なお、同席調停でも、当事者一方のみから話を聞く必要性が生じる場面があります。その場合は、別席で話を聞くのですが、その場合、公平になるように、他方当事者とも別席で話を聞くとのことでした。

対話促進型同席調停の特徴は、当事者手作りの合意にあるとされています（前掲、レビン小林著）。ただ、これは別席調停でも同じですが、当事者主導で合意形成を進める際、声の大きい方の主張に引きずられ、声の小さい方に不利な案を押しつけてはならないということに注意が必要だと思います。声の小さい方が納得すればいいということではなく、調停委員としても、公平・妥当な解決をイメージし、それに双方を導いていくという視点も必要ではないかと思いました。

日本では長く別席調停が行われてきており、一朝一夕に同席調停が浸透するとは思えません。また、上述した同席調停のメリットも、感情的対立がそこまで激烈でない事案に限るのかも知れません。当事者が、紛争解決に臨もうという意識があって初めて、合意形成に向けての双方の話し合い・歩み寄りが図られますが、感情が先行すると、そのような理性的な対応が取れないことも多いと思います。

最近、京都や大阪の家庭裁判所の国内家事調停でも、最初と最後だけの同席を求めるという、いわば試験的運用がなされるようになってきました。日本では、まだまだ同席調停には当事者の抵抗が大きいように感じますが、事案を見ながら、同席調停を推し進めることで、当事者の当事者による解決が図られるようになれば、将来に禍根を残さない当事者の納得のいく合意形成になるのではと思います。



## よりよい面会交流の実現に向けて

弁護士 茶木 真理子



1 先日、超党派による議員連盟が、未成年の子どもがいる夫婦が協議離婚をする際に、子どもとの面会交流や養育費の分担に関する取決めに書面にまとめたうえで、この書面を離婚届に添付して市区町村に提出するよう求める新法の素案をまとめ、今国会への提出を目指しているとの報道がありました。

平成23年、民法の規定が改正され、父母は離婚にあたって、面会交流や養育費についても取決めること、その際は子の利益を最も優先することが明記されました。しかし、協議離婚が離婚の90%近くを占めている中で、様々な統計を見ても、実際に面会交流や養育費の取決めがされている割合は決して高くありません。平成24年4月からは、この民法改正を受けて、離婚届に面会交流と養育費の取決めの有無の回答欄が設けられましたが、その取決めには口頭による合意も含まれており、書面化を促進する必要があると日弁連の意見書でも指摘されていたところでした。

今回の素案は、取決めにまとめた書面の提出は努力義務に過ぎず、罰則規定も設けないとのことではありますが、夫婦間での協議を促進させるとともに、書面化を要求することで実のある協議が行われ、さらには履行確保にも繋がっていくことが期待されます。さらに、素案では、国や地方自治体において、取決めについての相談支援体制を整備することも盛り込まれるようであり、子どもの利益に沿った適切な内容の取決めがなされることに資するものと思われます。

2 離婚を経験する子どもへの支援は、これまでも幾つかの地方自治体では既に行われてきました。その先駆けともいえるのが、明石市の取り組みです。明石市では、離婚後の子どもの養育支援として、相談体制の充実、養育合意書・養育プランといった参考書式の配布、「こどもと親の交流ノート（養育手帳）」の配布、親子交流サポート事業の開始といった取り組みが既に実施されています（詳細については、明石市のホームページで紹介されています。）。そして、その流れは、徐々に他の地方公共団体にも広がってきています。

3 「離婚事件の実質的な当事者は、子どもである」と言われます。子どもは、親の離婚で大きく傷つき、できることなら仲の良い両親に戻ってほしいと望んでいま

す。自分のせいで離婚になったのではないかと、自らを責める子どももいます。夫婦としてはやっていけない、これ以上一緒にいると余計に子どもにつらい思いをさせてしまう、だから別居する、離婚する、というのはやむを得ない選択だと思います。しかし、子どもは、どんな親であっても、親を愛し、求めています。そのような子どもの気持ちを尊重してやるのが親の務めであろうと思います。

その一方で、やはり、離婚に至るまでの経緯の中で、相手方の暴力等により、深く傷ついている当事者の方がおられることも事実です。離婚によって、ようやく精神的な安定を得られたという方もたくさんおられます。そのような方にとっては、子どもが相手方に会うということだけであっても、心を乱され、今の生活を脅かされるのではないかとといった不安を持たれることも十分理解できます。

4 このように、どうしても当事者だけでは面会交流の実施が難しいというケースがあります。そのため、当事者間の連絡、子どもの受け渡し、面会交流の立ち会といった支援を行う第三者機関が全国には存在し、その数は増えつつあります。京都から近いところでは、大阪に「公益社団法人家庭問題情報センター」（FPIC）があり、京都で支援を必要とされる当事者にはこのFPICを紹介してきました。ただ、京都にお住まいの方にとっては、お子さんを連れて大阪まで出向くことはどうしても負担になります。

そこで、平成28年5月現在、元家庭裁判所調停委員の方や当事務所に在籍していた福市弁護士、私を含む当事務所の弁護士、その他趣旨に賛同してくださった方々が中心となって、京都において面会交流支援を行う団体の立ち上げを進めています。子どもの利益を重視した適切な面会交流が円滑に行われることを目指し、無事団体を立ち上げ、その活動を是非軌道に乗せたいと思います。その暁には、皆さまに改めてご紹介、ご報告させていただきたいと思いますが、関心がおありの方は、私まで気軽に声をかけていただければ幸いです。

# 冤罪防止マニュアルⅣ

弁護士 谷山 智光



## 1 今年も冤罪が防止されました。

本年3月8日、大阪高等裁判所で、私が弁護を担当した刑事事件で無罪判決が言い渡されました。いつものように自動車を運転していたところ、自転車相手に交通事故を起こしたのに、救護するなどせず（救護義務違反）、報告もしなかった（報告義務違反）という疑いをかけられたものでした。

救護義務違反や報告義務違反として犯罪が成立するためには、交通事故が発生したことを認識していること（故意）が必要ですが、依頼者は、交通事故の発生を認識していませんでした。

第一審の京都地方裁判所は、依頼者の無罪の主張を聞き入れず、交通事故の発生を認識していたと認定して、有罪判決を言い渡しました。

これに対して、控訴した結果、大阪高等裁判所で逆転無罪判決が言い渡され、確定しました。

控訴審で無罪判決が言い渡されたから良かったものの、仮に第一審判決が確定していれば、まさに冤罪になるところでした。昨年の無罪判決（燦20号）に引き続き、今年も冤罪を防止することができました。

上記事件のように、無罪を主張しても有罪判決が言い渡されるということがあります。そして、その危険は、ある日突然、自分にふりかかってくるかもしれません。それに対して、いかに防御すべきか。冤罪防止マニュアルⅠ（燦18号）、Ⅱ（19号）、Ⅲ（20号）に引き続き、今年も冤罪防止マニュアルを書くことにします。

## 2 保釈を勝ち取る。

起訴されると、法律上、保釈が可能となります（刑事訴訟法89条、90条、91条）。保釈とは、保釈保証金の納付を条件に、被告人の勾留の執行を停止し、身体拘束から解放する制度です。なお、保釈保証金を納付しさえすれば認められるというものではなく、前提として裁判所によって保釈が認められることが必要です。この点、否認していると、罪証隠滅のおそれがあるなどとして、保釈が認められないことも少なくありません。

有罪無罪を争う刑事裁判は、証拠調べなどに時間がかかります。長期間、家族や仕事から切り離され、身体拘束を受けた状態で刑事裁判に臨むのは肉体的にも精神的にも厳しいものです。争う意欲を失うこともあるかもしれません。また、検察官の有罪立証に対して十分な防御をするには弁護人との綿密な打ち合わせが必要ですが、

拘置所での面会では制約があります（いつでも、いつまでも面会できるというものではありませんし、被告人と弁護人の間はアクリル板で遮られています。）。

したがって、刑事裁判で腰を据えて無罪を主張していくためには、できる限り早い段階で保釈を勝ち取ることが有用です。

昨年の無罪判決のケースでは、否認事件であるにもかかわらず、起訴後早々に保釈を勝ち取ることができました。これは、その後の刑事裁判に臨む上で非常に助かりました（なお、今年の無罪判決のケースでは、そもそも勾留されていませんでした。）。

## 3 証拠の開示を求める。

捜査機関は、捜査上、たくさんの証拠を収集します。捜索や差押えといった証拠収集のための法律上の権限も認められています。なお、被疑者・被告人や弁護人には、このような法律上の権限は認められていません。

捜査機関は、そのようにして収集した証拠の中から、有罪立証に役立つ証拠を選別して裁判に提出し、有罪判決を求めます。収集した全ての証拠を裁判に提出するわけではありません。検察官が提出しなかった証拠の中に、無罪につながる証拠が隠れているかもしれないのです。

昨年の無罪判決では、弁護人の請求により、検察官から駅ホームの防犯カメラの映像が開示されました（検察官はこれを裁判に提出していませんでした）。そこには多数の乗客が電車から降車する様子が写っていました。私は、これを裁判に提出しました。その結果、判決では「上記のような乗降状況を踏まえると、被告人がA駅停車中に上記のような態様でわいせつ行為をしていれば、降車客に見られる可能性が極めて高く、誰にも気付かれずにわいせつ行為を続けることができるとは考えにくい。また、JR線を通勤に利用し、上記のような乗降状況を十分想定できるはずの被告人が、A駅停車中に目立つ態様のわいせつ行為を続けることは不自然」であるとされました。

弁護人の請求がなければ、上記映像は開示されることも、そして弁護人によって裁判に提出されることもなく、上記判示もありませんでした。

なお、我が国の法律上、捜査機関に収集した全証拠の開示を義務付ける制度はありません。上記のとおり、捜査機関の収集した証拠の中に無罪につながる証拠が隠れていることもあるのですから、全証拠の開示は冤罪防止に不可欠です。

## 師弟関係について一考

弁護士 森貞 涼介



1 『下流志向—学ばない子どもたち働かない若者たち—』（内田樹、講談社、2007年）を再読する。著者の内田は、本書出版時は神戸女学院大学文学部教授であった。本書は、「学びからの逃走・労働からの逃走」を主題として、内田は、子どもたちが「教育を受ける権利」を放棄することと、若者が「労働する権利」を放棄することを同一の社会的趨勢の現れと位置づけ、その原因を考察している。

本書は、出版から9年が経っているが、最近読み返して心に残ったところがあるので紹介したい。教育論を論じるなかで、先生と子どもの関係について述べる一節で、内田は、映画『スター・ウォーズ』シリーズを通じて、映画のメインテーマが師弟関係であることに気がついたと言う。

『エピソード2』と『エピソード3』では、弟子の方がメンター（先達）よりも腕前が上になってしまうという逆説が物語の縦糸になっている。アナキン・スカイウォーカーは、「俺は師匠オビ=ワン・ケノービよりも才能がある、俺の方が強い。」と言い出して、オビ=ワンよりも強いメンターを求めて、銀河皇帝の仲間になる。フォースのダークサイドに導かれ、ますます力を得たはずのアナキンは、『エピソード3』の最後に、オビ=ワンと対決したときぼろぼろに負ける。

内田は、ここから「師であることの条件」を導く。「師であることの条件」は、「師を持っている」ことである。弟子として師に仕え、自分の能力を無限に超える存在とつながっているという感覚を持ったことがある。ある無限に続く長い流れの中の、自分は一つの環である。長い鎖の中のただ一つの環にすぎないのだけれど、自分がいなければ、その鎖は途切れてしまうという自覚と強烈な使命感を抱いたことがある。そういう感覚を持っていることが師の唯一の条件だ、と。そして、自分は師匠を超えたと思って、鎖から離脱した者は、成長を止めることとなる。

アナキンに背かれた後でも、オビ=ワンの自身の師匠ヨーダに対する深い敬意は少しも変わらない。だから、弟子に離反された後も、オビ=ワン自身は成長を続けることができる。師を超えたと思った瞬間にアナキンは成長を止めるが、師は超えられないと信じてい

るオビ=ワンは成長を止めない。ここでいう「成長」とは、計測可能な技量のことではない。計測可能な技量について言えば、師の方が、先に年老いていくのだから、弟子が師を超えることは、ある意味当然である。しかし、どれだけ技量が上がろうとも、自分の中の「ドア」が、自分には超えられないものに対して開かれていて、そこから滔々と流れ込んでくるものを受け止め、次の世代に流していく。そのような感覚を持ち続けている限り、人は成長し続けることができる。アナキンは、「俺は師よりも強い。」という自信を得た瞬間に「ドア」を閉ざして自己完結した存在となり、成長を止めた結果、オビ=ワンに敗れ去る。

内田は、極論すれば、「先人から受け取って、後代に手渡す」ことが師の唯一の役割であり、それができれば誰でも師として機能すると結んでいる（内田は、アメリカ人のジョージ・ルーカスになぜこのような「師弟」関係が分かるのか、という疑問に対しては、ジョージ・ルーカスには黒澤明という「師匠」がいたからだと答える）。

2 私がこの本を読んだのは、2008年頃だから、大学1年生ぐらいだった。当時、私は、『スター・ウォーズ』の6作全てを観ていたけれど、特に気にしていない一節であった。最近になって読み返していて、そこに書かれていることが心に残ったのは、自分が弁護士として師を持ったからであると思う。弁護士経験が短い私が言うのも何であるが、やはり弁護士の仕事は、裁量の幅が広くて、マニュアル化できない部分がかなり多いと感じる。そのような特殊性をもつ仕事であるがゆえに、新人弁護士は、師匠を手本とし、その人から受け取った仕事のやり方を基本として成長していくのだ。だから、弁護士業界では、師弟関係が今も昔も変わらずあるのだろう（昔のことは想像でしかないのだけれど）。

『スター・ウォーズ』の教訓。自分には超えられないものに対して「ドア」を開き続けている限り、成長し続けることができる。自戒を込めてここに記しておくのである。



# アメリカ社会に何が起きているのか？

弁護士 坂田 均



1 ドナルド・トランプ氏が共和党の大統領候補になった。彼はこれまで過激な発言を繰り返している。メキシコからの不法移民を阻止するために、国境に万里の長城のような壁を築きその費用はメキシコに負担させるとか、日本に駐留している米軍のコストは全部日本が負担すべきだといったものだ。共和党は白人の中流階級の人々が中心になって支えてきた政党である。良きアメリカの担い手であった。その共和党の支持者が、どうしてこのような短絡的で、非現実的な政策を支持するのか。とても信じられない思いである。

2 アメリカはこの40数年間にわたり、関税などの貿易障壁を排除し、公平で規制の少ない市場を形成することが自国だけでなく各国の利益になると信じて、いわゆるグローバリゼーション政策を推し進めてきた。WTOやTPPはアメリカがやろうとしてきたことを忠実に反映している。

しかし、最近、アメリカで議論されているのは、グローバリゼーションは誰のための政策だったのかという点についてである。

雑誌タイムでイアン・ブレマー氏は、世界の富裕層トップ85人が世界の人口の底辺50%が保有する富と同等の富を保有していると指摘している。また、2001年から2013年までに、対中国との貿易により320万人の仕事が失われたということである。(いずれも、2016年4月25日号)。

また、元連邦労働長官であるロバート・ライシュ氏は、その著書“Beyond Outrage” (2012 Vintage Books)で、米国社会の現状について次のようなことをいっている。

第1に、やる気と進取の気性は必ず報われるという思想は深刻なほど変化し、「ゲームは、既に富と権力を有する者のために不正に操作されているのではないか。」と人々は疑っている。

第2に、一方で、賃金に対する企業利益の割合は、リーマンショック前よりも高くなっているのに、下から90%の労働者の賃金は実質的には上昇していない。他方で、金融機関を含む大企業の多くのCEOが高額の年収を得ている。

第3に、2012年の大統領選挙においては、\$20億以上の費用が掛かったといわれているが、そのお金は一握りの富裕層と大企業から流れている。「アメリカの脅威は、平和なデモ行進からくるのではなく、前例のない多額のお金でわれわれの民主主義を水浸しにしていることにある。」

第4に、第二次大戦後から1981年の間、限界所得税率の上限が70%を下回ったことはない。ところが、1958年から2008年の50年間で、富裕層上位1%の平均的実効税率は51%から26%に落ちている。

第5に、「米国経済の要としての基本的約束事 (the basic bargain at the heart of the American economy)」は、アメリカの労働者が欲するものを買えるだけの賃金が支払われることであった。2008年に経済が低迷した本当の理由はこの関係が壊れたことにある。

なお、この最後の指摘は、オバマ大統領の演説にもみられた (“I ran for the President because I saw that basic bargain slipping away.”)。

3 実は、アメリカは既に深刻な格差社会に直面しているのかもしれない。

一見すると、まだまだアメリカは豊かであり、中流階級も健全であるとも思えるが、中流階級が崩壊し深刻な格差社会が存在するだけでなく、民主主義が危機的状況にあるとすると、トランプ氏を支えている支持者を程度の悪い急進的愛国者と批判するだけでは済まされなくなる。事態はより深刻かもしれない。トランプ氏を大統領候補に推さざるを得ないアメリカ人の苦悩の叫びに耳を傾けなければならない。

アメリカがこのような政治的、社会的課題を抱えているとすると、トランプ氏が大統領になるかどうかにかかわらず、それは、日本にとっても対岸の火事では済まされない問題である。

# 人は城、人は石垣、人は堀

弁護士 草地 邦晴



1 相変わらず、企業の不祥事が世間を賑わせている。この原稿を書いている現在、三菱自動車の燃費データの改ざん問題が大きく取り上げられている。少し前には横浜のマンションでの杭打ちのデータ偽装問題が、そしてちょうど1年ほど前は、東芝の不正会計問題が発覚し、大問題となった。いずれの企業も日本を代表するビックネームであり、そのような大企業で、しかも内容が不作為とか過失というものではなく、意図的な不正にかかわるものであったということが、衝撃をもって受け取られている。

2 折しも、2015年は議論が進んでいた「コーポレートガバナンス・コード」が公表され、6月には東証の上場規程に反映される形で、事実上上場企業に適用されることとなった。

同コードでは株主との対話や権利行使に関する原則の他に、内部通報の体制整備や、会社の意思決定の透明性、公正性の確保、複数の独立社外取締役の選任など、コンプライアンスに関連する原則も多く含まれており、企業の中長期的で持続的な発展を目指す上でのガバナンス上の指針が示されている。

その意味では、正にタイムリーであったということもできそうである。

しかし、企業のコンプライアンスやガバナンスに関わる者にとっては、むしろ逆の受け止め方をした人も多かったのではないだろうか。世界的に見れば周回遅れとも評されていた我が国のガバナンスの状況の中で、東芝はいち早く先進的な取組をすすめてきた実績があり、内部統制システムが確立されたガバナンスに優れた企業であると目されていたからである。その東芝ですら、長年にわたって不正会計が組織的に行われた上（その基本的な手口は従来からあるものが多い）、内部統制システムは有効に機能せず、その是正が出来なかった。

3 大きな不祥事が起こった場合、それを個人の問題に矮小化すること無く、組織上の問題として捉えて、再発を防止するための仕組みを導入し、あるいは規制を導入する。そのことは重要である。実際、これまでの大きな企業不祥事を教訓として、会社法や上場規則が改正され、組織的な取組を強化することがすすめられ

てきたし、今後も必要なことではある。

しかし、最近の事例を見ていると、その限界も感じざるを得ない。どれだけ制度的に規制やチェック項目を増やしていても、意図的にこれを回避し、あるいは有名無実化しようとする者の前では、不正を完全に防止することはできない。とりわけ、企業上層部がこれを意図しあるいは黙認する方針を示した（黙示的である場合を含む）場合、一社員、一部門はもちろん、会社としてこれを是正することは現実には難しい。

しかも、規制やチェックが広範囲に多数回に及ぶようになると、実務的な負荷が大きくなりすぎ、多数を占める正常な業務の流れの中での負担感ばかりが感じられるようになってしまう。そうすると、要件をクリアすることばかりに意識が集中し、合理化、簡素化の中で形ばかりのものとなって、期待された効果も半減してしまう。

4 結局は、会社を現実にも動かしていく人の問題に帰着せざるをえない。社会にどのように貢献するかという企業理念と高い倫理観、これによって培われた社風。そうしたものを重視した組織作りを再認識する必要があるように思う。

もちろん、一個人の問題や単なる精神論にしてしまうのは正しくないが、屋上屋を架すような制度設計はかえって形骸化を招きかねないし、制度をいじることでも問題を解決した気になるのも危険である。現状は、すでに不信と疑いを前提とした規制や制度ばかりが増やされているが、他方では、規制や制度に頼らない、信用するに足る人と組織作りにも目を向けていかなければならないように思われる。

また、企業間、企業内での過剰な競争や、行き過ぎた短期的な利益至上主義が企業の不正の背景となっていることは多い。最近の議論や政策がいささか投資家の利益に傾きすぎ、そのことがこうした傾向に拍車をかけていないか、懸念される。会社は株主だけのものではなく、そこで働く人々のものでもある。そこで働く人々が高いモラルと誇りを抱ける職場環境の実現も、重要な課題である。



## 初詣と成人祭 石座神社、上賀茂神社、下鴨神社

弁護士 野々山 宏



毎年初詣は、元旦の未明に地元の産土神である石座神社に詣で、一休みして元旦ないし1月2日の午後に上賀茂神社に参拝することを常としています。また、下鴨神社では2人の子供が新成人になるにあたり成人祭を執り行ってもらいました。これらの神社は私にとって縁があるとともに、神社間でもさまざまな関係があります。

### 1 石座神社

京都市左京区岩倉地区の産土神で、「いわくらじんじゃ」と読みます。古代には、巨大な岩石を「磐座（いわくら）」と呼んで、天から降臨した神がその巨石に安座するとの信仰があり、その巨石を祭壇として使用したり、それ自体を崇拜する習慣がありました。京都の神社にはその神社の祭神の「磐座」と呼ばれる石が境内、境外等にあります。たとえば上賀茂神社は、その北西にある「神山」が磐座であり、禁足地として一般の人は登山できませんが、その頂上には巨石が並んでいるとのこと。

石座神社は、元々この磐座信仰が起源ですが、現在の神社には巨石はありません。南に少し歩いたところに、本殿はなくご神体の巨石だけが祀られている山住神社があります。これが本来の磐座で、以前はここに石座神社がありましたが、997年に寺院建築に伴い、現在地に移転しました。石座神社には宮司は常駐していませんが（下鴨神社の宮司が兼任していると聞いています）、元旦には、地元の皆さんがたき火をたき、甘酒が振る舞われて、身も心も温かく新年を迎えることができます。その後、磐座のある山住神社にも参拝に行きますが、ここは元旦でも人もおらず灯りが全くなく、暗い中に巨石が浮かび上がり、風の吹き抜ける音が響いて、神秘的で厳粛な気持ちになります。

### 2 上賀茂神社

正式名称は「賀茂別雷（かもわけいかづち）神社」といい、「上賀茂神社」「下鴨神社」は鴨川（賀茂川）の上流と下流にある賀茂氏ゆかりの神社としての通称です。祭神は「賀茂別雷大神（かもわけいかづちのおおかみ）」で、「別雷」とは若い雷という意味があり、雷信仰が起源とされています。桓武天皇が平安京に遷都して以来、皇城鎮護の神、鬼門の守り神、総地主の神とされ、庶民だけでなく皇室からの信仰が深く、山城国一之宮とされています。

正月には、神馬も厩におり、ここでも大きなたき火がたかれ、多くの人が参拝に来ています。広い境内をゆっくり回って参拝します。正月はできるだけ着物で過ごしていますが、上賀茂神社では私以外には着物姿をほとん

ど見かけないのが残念です。初夏のカキツバタの群生が美しい大田神社は、上賀茂神社の境外摂社で、ここにも参拝します。

### 3 下鴨神社

正式名称は「賀茂御祖（かもみおや）神社」といいます。祭神は「賀茂建角身命（かもたけつぬみのみこと）」と「玉依媛命（たまよりひめのみこと）」で、父と娘の関係になります。また、玉依媛命は上賀茂神社の祭神の賀茂別雷大神の母親であり、そのことから親の意味である「御祖」が下鴨神社の正式名称に付けられています。

昨年、上賀茂神社と下鴨神社は21年ごとの式年遷宮の年にあたっていました。社殿の多くが国宝ないし重要文化財であることから、これを壊すことができないので、伊勢神宮の遷宮のように新たな社を建てるのではなく、大修理をもって遷宮とされています。式年遷宮によって美しくなった本宮を参拝することができます。大修理には多くの資金が必要で、最近はどうしても寄附が集まらないことから、次回の式年遷宮の資金のために、境内に高級マンションを建築して販売する計画が公表され問題となっています。世界遺産の京都の景観の維持と資金確保の両立をどうしていくかは、京都市民として考えていなくてはならない課題です。

下鴨神社では成人の日にあたり、成人祭を執り行っています。昔の元服の儀式を今に伝える行事で、新成人となった男女が烏帽子姿の平安装束を着て、本殿で成人としての誓いをし、宮司の言葉を聞き御神酒をいただきます。私の2人の子供はいずれもこの成人祭に参加しました。全国から30名ほどの新成人が集まって挙行されます。自治体主催の成人式とは異なり、こぢんまりとして静かに新成人を祝い、成人の誓いもそれぞれが神前で行い、また、本格的な平安装束なので、本人たちにとっても、親にとっても強く記憶に残ります。間もなく新成人を迎える方には、おすすめです。

4 今年も5月15日には葵祭（正式には賀茂祭）が催されました。上賀茂神社、下鴨神社が共同で催す祭礼で、6世紀から1400年間続いている行事であり、京都の歴史の重みを感じます。石座神社にも、長い歴史を持ち「奇祭」と言われている、火祭りがあります。毎年10月23日に近い土曜日の深夜3時に大松明に点火され、早朝まで続く祭りです。私自身は京都の長い歴史に比べて住んでわずかですが、これからも少しでもその歴史に縁を持って暮らしていきたいと思っています。

## シェークスピア『ヴェニスの商人』の法廷場面を読み解く

客員弁護士 二本松 利忠



1 大学の全学部共通科目（昔の教養課程に相当する）の民事裁判入門のゼミを担当している。このゼミでシェークスピアの『ヴェニスの商人』の法廷場面（「人肉裁判」とか「人肉抵当裁判」として有名）について、現代法の視点から、この裁判にどのような問題があるか、あらかじめレポートを提出させた上、皆で議論をした。

2 ヴェニスの商人（貿易商）アントニオは、友人バッサニオのためにユダヤ人の金貸しのシャイロックに借金の申込みをしたところ、日頃から種々の侮辱を受けてアントニオを憎んでいたシャイロックは、復讐する絶好の機会であると考えて、期限に返済できないときはアントニオの身体から肉1ポンド（約450グラム）を切り取るという約束で金を貸すこととし、アントニオもこれを承諾して公正証書を作成した。アントニオが期限までに借金を返済できなかったために、シャイロックはアントニオの肉1ポンドを求める裁判を起こした。裁判では、法学博士バルサザー（バッサニオの妻ポーシャが変装）が裁判官役を務め、「法律によって肉1ポンドは原告のものだから切り取れ」と命じた。勝ち誇ったシャイロックがアントニオにナイフを突き立てようとしたとき、ポーシャは、「待て。きっかり1ポンドを切り取れ。これ以上切り取ることもこれより少なく切り取ることも、1滴の血も流すことも許さぬ」として、シャイロックをやりこめ、さらに、貸金の返済で満足するというシャイロックの申出を認めなかったばかりか、ヴェニス市民に危害を加えようとしたとして、財産の没収とキリスト教への改宗を命じた。

以上が裁判の顛末であるが、この裁判については、古今東西の法学者の関心と呼び、多くの論争がなされている（有名なのがイェーリングの『権利のための闘争』）。これに対し、文学者からは、『ヴェニスの商人』は、金・銀・鉛のどの箱を選ぶかによって結婚相手を決めるという「箱選びの場面」などからなる喜劇であり、本作品において、シャイロックは狡猾かつ残忍な悪役であり、観客は、ポーシャの機知に富んだ活躍により、自ら仕掛けた罠にはまりこんだ滑稽者として、どんでん返しの結末とともに楽しめばよいのだ、ことさら法廷場面だけを切り上げて、法的問題を論ずるのは鑑賞の仕方として邪道であるという批判もなされている。こうした批判

があるのは重々承知しているが、法学初心者が法的正義ということや裁判の理念を考えるのに適切な題材と考えて授業で取り上げたものである。

3 学生の意見は、行政権と司法権が未分離であることや、被告（アントニオ）の友人の妻ポーシャが身分を偽って裁判官役を務めたことなど、裁判の公正や正統性に疑問があるとしたほか、裁判官が検察官役も兼ねてシャイロックの刑事責任を追及したことなどは現行法からみて不当であり、特に、財産の没収やキリスト教への改宗を強要したことは著しく正義にもとるものであるということで意見が一致した。悪計をもって悪計に報いるというのは裁判の在り方として不当であるという指摘もあった。

「血を1滴も流すな」という判断については、被告を救うためにやむを得ない理屈であったという意見もあったが、多数の者は、肉を切り取ることを許すが血を1滴たりとも流してはいけないというのは詭弁であり（牛肉100グラムを買ったとき、血の部分を除いたら100グラムに満たないではないかとケチをつけるようなもの）、また、1ポンドきっかり切り取れというのも不当（それより少なくてもいいはず）というものであった。

では、どのような判決をしたらよかったのか。人肉を担保にすることは、公序良俗（民法90条）に違反して無効であるとしてシャイロックの請求を棄却すべきであるが、せめて貸金の返還は認められるべきであるとする見解が多数であった。これに対し、契約は守られるべきであり、アントニオも契約の有効性は争わず、死をも覚悟していたのに、裁判所が契約を無効であるとして被告に有利な判断をすることは問題ではないかという意見が出された。この意見は、そもそも人には自分の身体を自由に処分できる権利（自律性）があるので、自分の身体を借金のかたに差し出すことも認められてよいのではないかと、生命を奪うことまでは認められないとすれば、その条件で切り取ることを認めてもよいのではないかとするものである。この意見に対して応酬がなされ、片腕を貸金債務の担保に供することはどうか、手の指1本ならよいのか、それでは二つある腎臓のうちの一つを病気の者に売るのは許されないのか、それが無償で提供するのであれば許されるのかなどといった正義論にまで議論が及んで、題材を選択した者として大いに満足したことであった。



# 判決夢想

弁護士 長谷川 彰



## 第1編

こんな判決があったという夢を見た。

ある有名タレントが、覚醒剤撲滅キャンペーンを目的とする民間団体の野外イベントに出演した。実は、このタレントは、以前に覚醒剤を使用して逮捕され、執行猶予の判決を受けた経験があり、この判決を受けた後、見事に更生し、覚醒剤の使用から立ち直ったという経歴の持ち主で、このイベントでも、自分の経験を包み隠さず参加者の前で話をし、覚醒剤に手を出さないよう訴えたそう。

問題は、このタレントが、所属事務所を通さずに主催者から依頼され、自分の経験談が覚醒剤撲滅の一助になればと共感して出演していたことだ。タレントは、出演後に主催者に出演料を請求したが、主催者はボランティアで出演してくれたのだと主張し、出演料の支払いを拒否したので、タレントが出演料の支払いを求めて提訴したのだ。

裁判所は、イベントへの出演は、準委任契約であるが、契約書は作成されておらず、口頭でも出演料を支払うとの約定はなされていなかったとして、タレントの請求を棄却した。

このタレントは、テレビの報道番組で、覚醒剤撲滅をテーマにした特集が組まれた際にも、自らの経験を約3分間のインタビューで話すという形で出演したことがあった。このタレントは、普段は、バラエティ番組などに出演をして、人気を博している人で、バラエティ番組に出演する時は、所属事務所を通して出演契約をし、相応の出演料の支払いを受けていた。しかし、今回のインタビューは、テレビ局が直接このタレントを直撃して行うという異例の方法がとられた。

テレビ局は、取材を行ったに過ぎず、番組への出演とは異なるとして出演料を支払わなかったので、タレントはこちらの件も提訴した。

裁判所は、この番組では、このタレントへのインタビューは、覚醒剤撲滅というテーマの中核をなすもので、単なる取材ではなく、番組への出演に当たるとし、具体的な出演契約が締結されていないけれども、このタレントを番組に出演させる場合には、有償の準委任契約であることは当事者双方には当然の前提とされていたと

認定し、このタレントが普段出演しているバラエティ番組の出演料相当額が支払われるべきとして、テレビ局に対し、金20万円の支払いを命じたそう。

## 第2編

今度はこんな夢を見た。

原発の廃炉を命じる判決である。

最初にこれを聞いたとき、こんな裁判が提起されていたのかという事であった。

原発弁護団全国連絡会のウェブサイトによると、2016年4月15日現在で、運転停止（操業停止を含む）を求めて訴訟になっている事案が20件以上あるようだ。そして、唯一「廃炉要求」がなされている事案が、静岡地裁に係属中の浜岡原発に関する事案である。

福島原発事故以前は、運転停止を求める裁判で、運転停止を命じた判決は、2件しかなかったと思う。これらも、上級審では覆されている。ところが、福島原発事故後の2014年4月14日の福井地裁の仮処分決定など運転停止を認める裁判が、事故以前と比べると多くなってきたとは思っていたが、まさか、廃炉まで認めるとは予想していなかった。福井地裁の決定では、「豊かな国土とそこで国民が生活していることが国富であり、これを取り戻せなくなることが国富の喪失だ」との人格権を尊重した決定文となっている。

2016年3月9日に大津地裁が、稼働中の高浜原発3号機、4号機の運転差し止め仮処分決定を出し、再稼働したばかりの原発が運転停止となった。この決定に対し、経済界から、「なぜ、地裁の一人の裁判長によって、国のエネルギー政策に支障を来すことが起こるのか」との反発があったようだが、国政における司法の役割とはこういうものなのであって、三権分立が機能した一側面と評価こそすれ、この経済界の反発は的外れも甚だしいと思っていたところへ、今回の廃炉命令である。本当にスカッとしたと思ったら、目が覚めてしまった。

# 吉野朔実とその漫画

弁護士 住田 浩史



## 1 はじめに

80～90年代の漫画界を代表する（と個人的に思っている）漫画家の吉野朔実さんが、2016年4月20日に亡くなりました。

とかく、この年代の少女漫画の世界には、文学的といわれる漫画家はたくさんいます（いわゆる24年組より後の世代では、吉田秋生「河よりも長くゆるやかに」、岡崎京子「リバーズ・エッジ」、高野文子「絶対安全剃刀」など）。しかしながら、吉野さんほど、その名に相応しい者はいないでしょう。そう、吉野さんは、文学的どころか、常に、いつも文学のはるか先を行っていたのです。

しかしながら、あまりに孤高の存在過ぎて、これまで、吉野さんとその漫画は、先の3名ほどは人口に膾炙することがありませんでした。大変残念です。吉野さんの漫画をそれなりに読んだことのある者の責任として、ひとつ、ネタバレにならない程度に、凡庸に、主要な作品の紹介をしておきたいと思います<sup>1</sup>。

## 2 初期（青春小説スタイル）

「月下の一群」（1983）…読んだはずですが、あんまり覚えていません。大学もので、弟の入寮をきっかけに、他人に心を開いていく系のストーリーであったと思います。

「少年は荒野をめざす」（1985）…男2人+女（主人公）1人の青春小説王道スタイル（村上春樹も得意としている）かと思いきや、その後、男2人は完全な脇役に転じて、新たに主人公そっくりの男と年上の作家が現れる。主人公は、自分そっくりの男の中に理想を見るが、その理想の行きつく先は果たしてどこか。これもよく「代表作」と言われていますが、私はそうは思いません。少し冗長か。

「ジュリエットの卵」（1988）…文句なしの代表作です。これも女（主人公）が、双子の兄（もちろん、主人公そっくり）と特別な結びつきを感じるが、その行きつく先は果たしてどこか。プロットは前作と近いですが、結末とストーリーは10倍くらい洗練されており、完成されています。

このように、初期の一連の作品に共通するのは、いずれも、「家族や双子などの閉じた完璧な関係から、いびつな他者にさらされた開かれた世界へ」という話であり、青春小説のエッセンス（要するに「太っちょのオバサマ」の発見<sup>2</sup>）を体現しているといえます。

## 3 中期

「いたいけな瞳」（1991）…オムニバス。たしか、裸で家事をする主婦の話が出てきました。これは村上春樹のエッセイにも出てきました（アメリカの新聞記事の引用だったが）が、どちらが初出かはわかりません。こんな話を連載で毎回考えるのはすごいと思いました。

「ECCENTRICS」（1993）…長編。これも双子が出てきますが、上記2長編と異なり、青春小説のクラシックスタイルではありません。

「恋愛瞬間」（1996）一話完結。書店で手に取るには大変恥ずかしいタイトルですが、最近は電子書籍版も出ているので、男性も気にせず読んでください。

「ぼくだけが知っている」（1996）…主人公は10歳男子。少し早い中二病とそこからの復帰を描いており、むしろ、初期の青春小説群の延長線上に位置づけられます。

この中期の短編あるいは一話完結のスタイルが、吉野さんの真骨頂ではないかと思います。はじめて読む人は、このあたりの漫画をおすすめします。

## 4 後期

実は、私は、これ以降の漫画は、あまり読んでいません。惜しくも最後の長期連載となってしまった「period」（2004～）も1巻までくらいしか読んでいません。なお、このあたりから、漫画よりも書評や映画についてのエッセイなどが増えてきます（なお、無類の本と映画好きであることがわかります。）が、これも、実は、あまり読んでいません。

これらを読んでしまうと、もう吉野さんの新しい漫画が読めないという気持ちになってしまうかもしれませんが、なんだかためられますが、ぼちぼち読んでみようと思います。

## 5 むすびに

ともかくも、吉野さんの数々の素晴らしい漫画に出会えてよかったと思います。謹んで哀悼の意を表します。

1 なお、私が吉野さん及び吉野さんの漫画を知ったのは、今でも覚えているが、小学館の学習雑誌「小学六年生」（1）に別冊付録としてついていた「夏休みには絶対これを読んでおけ」というような書籍紹介であった。当時（おそらく1992年ころ）の「小学六年生」は、なぜか80年代全盛期「宝島」の向こうを張ったサブカル誌であり、みうらじゅんやいとうせいこう、中森明夫らが連載をもっていた。今思えば、ローティーンの読む雑誌としては大変異常な状況であったように思う。なお、書籍では、夢野久作「ドグラ・マグラ」等がやけに推奨されていた。子供によかれと思って学習雑誌を読ませていた親もびっくりであろう。今でもこの別冊付録があれば読みたい。お持ちの方、どなたかお譲り下さい。

2 J.D.サリンジャー「フラニーとゾーイー」に出てくる有名な概念。詳細は、「フラニーとゾーイー」を読んで（本誌19号10頁）を参照されたい。



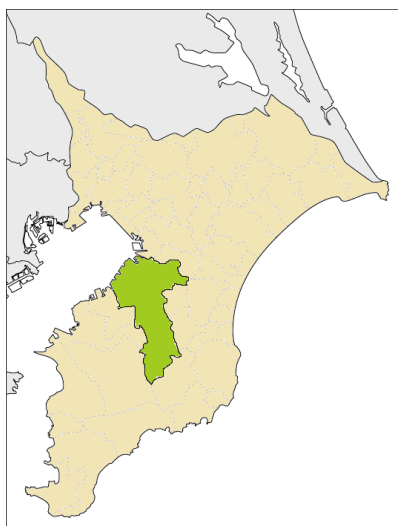
## 近況－上洛して

弁護士 若竹 宏諭



少し前に大河ドラマで戦国大名の上洛が話題となり、文化庁の京都移転も決定するなど上洛イヤーの平成28年ですが、この3月に、東京から京都へまいりました。

私は、房総半島の東京湾沿いに位置する千葉縣市原市（下図ご参照）の出身で、高校卒業後は東京の大学に進学するため上京し、司法修習生として約10ヶ月間を過ごすまでは、京都とは何の縁もありませんでした。京都とのつながりといえば、中学・高校の修学旅行先が京都だったということぐらいでしょうか。修学旅行で二度は驚きになるかもしれませんが、関東の者からすると、京



都は二度でも行きたい都市ですし、私としては、その二度では飽き足らず、大学時代に再度一人で旅行に来たほど京都が好きでした。そのような地で暮らしていくことになったわけですが、今、特に実感しているのは食の豊かさです。

東京の法律事務所に勤務していた時は、六本木・赤坂界隈にいる時間が長かったのですが、美味しいけれども手頃なお店はあまり多くなかったと思います（もちろん他のエリアにはたくさんあったのだらうと思います）。それに比べ、京都は、現在働いている烏丸御池周辺だけでも、そういったお店が散在しているように思います。以前は、平日夜に友人と食事をするとなると、夜遅くなることも多く、近場では気軽に行けるお店をなかなか見つけることができませんでした。一方、こちらでは、雰囲気の良いようなお店をすぐに見つけることができますし、四季折々の食材が楽しめる和食に限らず、他国の料理を提供しているお店もたくさんあります。以前、先輩の方から、「弁護士になると仕事から離れて気を休めるために、行きつけのお店ができるよ」といったお話を伺ったことがありました。弁護士になってからというも

の、そういったお店ができる気配はありませんでしたが、京都の食の豊かさの下で、「行きつけ」ができるのではないかとわくわくしています。まずは一人でお店に行けるようになる必要がありますが…。

プライベートではそういったことを楽しみの一つとして、業務においても充実した日々を送っています。

前事務所では、個人のご依頼者よりも、法人のご依頼者が多くいらっしゃったため、いわゆる企業法務と呼ばれる業務に多く携わらせて頂いていました。現在は、一層幅広い業務に従事していますが、先輩の方々のお話を伺っていると、弁護士にはこんな仕事もあるのかと思わされることがいまだにあり、その幅の広さに改めて驚いています。当然、それらを一朝一夕でこなせるようになるわけではありませんし、弁護士法2条にも、「弁護士は、常に、深い教養の保持と高い品性の陶やに努め、法令及び法律事務に精通しなければならない」という言葉があります。大変耳が痛いですが、日々、研鑽に努めることで、弁護士としての実力をつけていければと考えています。現在は、司法試験受験時に選択科目として勉強し、司法修習時にも大阪地方裁判所の専門部にお世話になったこともあった知的財産法への興味が再度湧いてきています。弊所では、知的財産法勉強会といったものも開催されており、知的財産法には何かと縁があるように感じています。そういった機会を利用させて頂きながら、知見をより深めていければと考えています。

近況と題したにもかかわらず、食に偏り、かつ、とりとめのない内容になってしまいました。

今後ともどうぞ宜しくお願いいたします。





# ゴルフの話

客員弁護士 大瀬戸 豪志



子供のころの野球は「する」もので、ゴルフは「みる」だけのものでした。おとな（老人）になってからの野球は「みる」だけのもので、ゴルフは「する」ものになりました。野球もゴルフも棒で球を飛ばすという点では共通します。その点で、「みる」野球から「する」ゴルフを学ぶことができます。4月の初めに伝統の巨人阪神戦の開幕戦をテレビでみました。今年の阪神は「超変革」のスローガンを掲げてシーズンに臨んでいます。走攻守すべてで今までの阪神とは違った印象を確かに受けました。よく走ります。ホームランバッターもピッチャーも。しかし、「走ること」は走ったらダメな（ゴルフ界のレジェンドがそういっていました）ゴルフの参考になりません。阪神の若手のスイングは振り切ることに徹していました。これをみてはたと気付きました。ゴルフの練習場ではほぼまっすぐ目測通りの距離が出るのに、ゴルフ場ではうまくいかない。その原因は、練習場では思い切って振るのに、ゴルフ場では加減しているのではないかと。翌日にあったあるコンペでとにかく攻めの姿勢で振り切ることを心掛けました。途中で失敗することもありましたが、守りに入ることはすまいと戒めました。結果は、自己ベストに近いスコアで優勝することができました。

健康維持のためにと思い65歳の誕生日の翌月からはじめたゴルフ歴も、この7月で満7年になります。その間、1年に1本の割合でドライバーを買い替えました。誰もが望む曲がらず遠くに飛ぶクラブを追い求めたことにより、はじめのうちは訳が分からず先輩やゴルフショップの店員に勧められるままに手を出した結果でもありました。いま使っているドライバーは比較的曲がらず距離もです。やっと自分に合ったものに巡り合えた感じですが、これで満足できるかどうかはわかりません。アイアンは2代目で済んでいます。パターもマレット型からピン型に変えましたが、両方ともまだしっくりこないところがあります。

ゴルフを始めた当初は、当時の自宅の近所にあった100ヤードちょっとの小さな練習場に足しげく通いました。全くの我流でした。ときどき厚かましくも隣りで打っている上手い人に声をかけて指導を受けることもありました。しかし、この時についてしまった悪い癖が抜

けず、その後の上達を妨げる原因になっています。ラウンドは近場の亀岡や大津方面のゴルフ場に行くことが多かったのですが、遠く六甲方面にも出かけたこともあり、運転免許を持っていないので、いつも誰かの車に同乗させてもらっています。人生で後悔することの一つは運転免許を取らなかったことです。今は最も近場で、コースの一部にしか乗用カートがなく、ほとんど歩きの大津のゴルフ場がホームコースになっています。ここは適度にアップダウンもあり、年寄りの健康維持の第一歩である足腰が鍛えられます。どのゴルフ場にも個性があり、優しいところもあれば難しいところもあります。目標とするスコアがでたので、どこへ行っても同じようなスコアで回れるようになったと思い、勇んで次のゴルフ場へ行って、打ちのめされて帰ります。その繰り返しです。

初心者のころは親しい友人と3、4名でラウンドすることが多かったのですが、最近はホームコースでのコンペに参加することが多くなりました。コンペでは知人と同組で回ることが多いのですが、初めての方と一緒になることもあります。職業柄、法曹界の知人とのコンペもあります。御池総合法律事務所にお世話になることになったのも、坂田均弁護士と京都法曹ゴルフ倶楽部のコンペで一緒に回り、昼食をとりながらたまたまた話の結果です。ゴルフの最大の効用です。そのほかにも大学の教員時代の研究者仲間や教え子たちとのコンペ、近隣の商店主や小学校の元教員たちとのコンペもあります。ゴルフを通して交際範囲も広がり、いろいろな職業の方たちとの交流は実に楽しいものです。

古稀をとくに過ぎた今では季節を問わずラウンドすることが最大の楽しみになっています。ラウンドするたびにうまくなりたいという向上心はまだ衰えていません。それなりに齢をとり持病を抱えながらも、発明や著作物、デザインやトレードマークなどの法的紛争に関する実務や研究を今でも続けることができるのはゴルフのおかげだと思っています。からだがつづき、カミサマのお許しがでる限り、これからもゴルフに精を出すことにするつもりです。

## 読書の勧め

弁護士 志部 淳之介



私は文学部出身ということもあり、本を読むことが好きです。仕事用の鞆には、いつも小説を一冊忍ばせています。今年に入ってから読んだ小説の中から、お勧めのものを紹介したいと思います。

まず、京都を舞台にしたファンタジー小説として森見登美彦さんの「夜は短し歩けよ乙女」がお勧めです。主人公は「黒髪の乙女」に想いを寄せる「先輩」と呼ばれる青年です。青年は、黒髪の乙女とお近づきになるため、様々な策を弄して京都を駆け巡ります。同じ作者のファンタジー小説としては、「ペンギン・ハイウェイ」もお勧めです。主人公は、小学四年生の少年です。町にペンギンが突然現れる冒頭のシーンから、物語の世界に引き込まれます。同作者の作品では、「太陽の塔」も良かったです。面白おかしい作品かと思いきや、最後の最後でほろりときます。

京都を舞台にしたファンタジー作品としては、万城目学さんの「鴨川ホルモー」も単純に楽しめます。ホルモーとは、作者が創作した架空の競技ですが、その発想力に驚かされます。映画になった「プリンセス・トヨトミ」「偉大なる、しゅららぼん」よりも、「鴨川ホルモー」が好きです。

京都のつながりでいえば、村上春樹さんの「ノルウェイの森」で、主人公が想い人を追って訪れたのは、京都の山奥の診療所でした。同作者の作品は、1ページを読み始めた時から、体感温度が下がる感覚を覚えます。文章の内容は現実を描写したのですが、現実から非現実へと導かれます。本当に日本語の妙を知り尽くしていると思います。一文たりとも無駄な文がありません。初期の「風の歌を聴け」「1973年のピンボール」「羊をめぐる冒険」の三作も秀逸です。同じく初期作品として、「中国行きのスロウ・ボート」という短編集もお勧めです。こちらは、講談社文庫や新潮文庫ではなく、中央文庫から出版されています。

読み手の体感温度を下げると感じる作品としては、大崎善生さんの「パイロットフィッシュ」や中村航さんの「ぐるぐるまわるすべり台」もとても良い作品でした。人の心を斜めから捉えた文体が素敵です。

もっと、ストレートに感動したいという方には、浅田次郎さんの「霞町物語」がお勧めです。主人公の少年と

写真家の祖父の心の交流を描いた作品でした。浅田次郎さんは「鉄道員（ぽっぽや）」が有名ですね。

また、心を動かされるという意味では、吉本ばなさんの「うたかた／サンクチュアリ」「アムリタ」「キッチン」「TUGUMI」はいずれも名作でした。登場人物がとても魅力的です。

推理小説で驚かされたのは、宮部みゆきさんの「ソロモンの偽証」です。主人公は中学生ですが、同級生の死の真相を暴くため、卒業制作として「学校内裁判」を開催します。裁判は、警察、マスコミ、学校関係者、弁護士らを巻き込み、中学生達により大人顔負けの捜査、証人尋問が行われます。単なる推理小説の枠を超えた人間ドラマとなっています。

法廷物では、黒木亮さんの「法服の王国」が良かったです。著名な裁判をめぐる裁判官達のドラマや司法行政の内部事情、最高裁や権力の恐ろしさを垣間見ることのできる作品でした。

歴史物では、「ウルカヌスの群像」という9・11事件前後のブッシュ政権下のホワイトハウスやペンタゴンの政府高官の人間模様を描いた作品が秀逸でした。新保守主義と呼ばれる彼らの思想を通じて共和党と民主党との歴史的な関係やアメリカの政治のダイナミズムに触れることができます。

私は気に入った作品を何度も読み返すのが好きです。一文一文を噛みしめながら読みます。作者もまた、その一文から読者が想像する情景や心情を想像しながら作品をつくっているからです。小説は単なる情報ではありません。飛ばし読みをするのがもったいないのです。これからも、良い作品との出会いを大切にしていきたいと思っています。

# ルアーフィッシングはじめました

弁護士 北村 幸裕



この度、ソルトルアーフィッシング、つまり海でのルアー釣りを始めることにしました。

もともと、中学生の頃にブラックバスのルアーフィッシングにはまり、当時、クラブがないテスト期間中とかの休日に、少しの時間を見つけては、JRの始発に乗って琵琶湖や桂川に行ったりしていました。

中学生の頃ですので、自由に使えるお金は少ないです。同級生でもバスフィッシングにはまっている人が多かったのですが、同級生同士で、使わなくなった道具を安く譲り合う仕組みが出来ていて、僕も中古品を譲り受けて道具を一式揃えることができました。

余談ですが、友人同士の売買では、その人の性格が非常によく現れまして、欲かいて儲けようとして高値を付けて信頼をなくしたり、贈与した結果、ええやっちゃと信頼を勝ち取ったりと、その時のやりとりを機に、仲良くなったり仲が悪くなったりといった友人関係の再編が行われてもいました。

とにかく道具を揃えて、できるだけ多く釣りには行ったものの、残念ながらあまり上達しないまま高校生になってしまい、釣りに行く時間がなくなりました。高校進学当初は、大学入学が決まったら釣りに行こうと思っていたのですが、いざ大学生になったら、他に面白いことをいっぱい覚えてしまいましたので、最近に至るまで、釣りのことなどすっかり忘れていたのです。

ところが、先日、うちの子どもと一緒に釣りに行く機会がありました。子どもは釣れないと面白くないだろうと思い、琵琶湖でミミズを使ったブラックバスやブルージェイル釣りをしました。このときの僕の役割は、子どもの針にミミズをつけることと、子どもたちが釣り上げた魚を針から外すことだけでした。ひたすらつけては外すという単純作業を繰り返して、手が生臭くってたまらなくなりました。

ミミズ付けと魚外しにうんざりしてきた結果、こんな苦行はもう嫌だ、僕が釣り上げたいのだと強く思ったのです。

そのまま思いは暴走します。今は、中学生の頃と違って車の免許もあるし琵琶湖じゃなくて海にいけるやん、海で釣った魚をおいしい日本酒と一緒に食べたら最高やん、と思ったのでもう止まりません。ブラックバスでは

なくて海の魚を釣りたいくて釣りたいくて仕方なくなってしまうのです。

ちなみに、昨年、体調不良で倒れ、人生初の入院を経験したことから、飲んだくれるだけではなく、健康的な趣味を持つべきだと反省したことも消極的な動機になっています。

いざ始めるにあたってちょっと調べてみると、ソルトルアーフィッシングと一口でまとめているのですが、対象となる魚が色々あることがわかりました。どれから始めようかとずいぶんと悩みました。

鱸（すずき）？シーバスというくらいだからきっとブラックバス釣りに近くて、バス釣り経験者の僕には取っつきやすいよな、鱸って食べられるのいいかも、あつ、でも釣った場所によっては臭くてとても食べれないみたいやな、臭いのは嫌やな、てことで鱸は却下。

イカどうやろ？寄生虫とか心配やけど、釣れたて食べたならめっちゃおいしそうやで、でも、釣りあげはった写真見てみ、イカえらいグロいやん、これアカンやつや、てことでイカも却下。

アジとかメバルは？最近人気みたいやで、初心者向きみたいって書いてあるわ、そうそう、アジもメバルもいいいで、小振りやから沢山釣れるんとちゃう、これや！ということで、まずはアジとメバルから始めてみることにしたのです。ちなみに、アジング、メバリングというらしいです。

そうして道具を揃え始めると、これが楽しいこと楽しいこと。実際に釣りに行かなくても、道具をいじってるだけでいいのではなかろうか、というくらい楽しいのです。

そして、いよいよ5月中頃には、アジング・メバリングにデビューの予定です（執筆時基準）。

この号が発刊される頃にはきっと時間を見つけては釣り場に通って、アジを釣るために必死でがんばっているものの、釣れへんなあって嘆いていると思います。

お父さん、もうアジばかりいらんで、食べ飽きたわ、と子どもに言わせるのが今の目標です。

ルアーフィッシングがお好きな方はぜひ声をかけてください。そして、僕に上手く釣るコツを教えていただくと幸いです。



法律紹介 1

## 独占禁止法の改正など

弁護士 永井 弘二



1 平成25年12月9日に独占禁止法が改正され、平成27年4月1日から施行されました。これは公正取引委員会による排除措置命令等を行うための手続を充実、透明化することと、排除措置命令等に対する不服申立手段として裁判所での審理を重視するなどしたものです。

排除措置命令等を行うための手続としては、まず、事件ごとに手続を主宰する職員が指定され（法53条、「指定職員」ないし「手続管理官」）、手続において裁判官的な役割を負わせました。当該事件の審査にあたった職員である審査官を検察官的な役割とし、当事者は、意見聴取期日において意見を述べ、証拠を提出し、審査官に対して質問することができます（法54条2項）。指定職員は意見聴取期日の調書、報告書を作成し（法58条）、公正取引委員会は排除措置命令の議決にあたり、この調書、報告書を十分に参酌しなければなりません（法60条）。当事者は事件についての証拠の閲覧ができ、自社が提出した物証と自社従業員の供述調書の謄写もできます（法52条）。

排除措置命令等に対する不服申立手段として、従前は公正取引委員会に対する審判請求の後、東京高等裁判所への提訴が規定されていましたが、審判請求制度を廃止し、東京地方裁判所を第1審管轄裁判所としました（法85条ほか）。審判請求制度は、行政不服審査手続にならったものでしたが、上記のとおり、意見聴取手

続が充実したことを受けて、行政不服審査手続と同様の手続を不要としたものです。東京地方裁判所のみを第1審の管轄裁判所としたのは、独占禁止法違反事件が複雑な経済事案を対象とした専門性の高い案件であることを考慮したものです。そして、訴訟手続において、一定の場合に公正取引委員会が認定した事実が裁判所を拘束する規定や証拠提出が制限される規定が削除され（旧法80条、81条の削除）、訴訟手続を充実することとしました。裁判所での審理は原則として裁判官3名の合議体で行うこととし、裁判官5名の合議体で行うこともできることとされました（法86条、87条）。

2 また、現在、「確約手続」の導入が議論されています。これは、公正取引委員会から独占禁止法違反の疑いについての通知を受けた業者が、疑い状態を解消するための排除措置等を定めて公正取引委員会の認定を受けることで、排除措置命令等を回避する手続です。一種の司法取引になりますが、欧米ではこうした手続が導入されていることから、TPP合意を受けて関連法改正にあわせて提案される予定となっています。但し、全ての案件で導入するのではなく価格カルテル等の悪質事案を対象外とすることや、手続の透明性確保のための公開の有無・範囲、排除措置が実行されない場合の担保をどうするか等、具体的には課題が残った状態のようです。

法律紹介 2

## 集団的な消費者被害の回復についての新制度 —消費者裁判手続特例法—

弁護士 長野 浩三



不当な解約金を徴収されたなどの消費者被害が起こった際、平成19年から施行されている差止にかかる消費者

団体訴訟制度（消費者契約法など）では、内閣総理大臣から認定を受けた「適格消費者団体」が事業者の不当な

行為を差止請求できました。

これに加え、平成28年10月1日に施行される「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」（消費者裁判手続特例法）では、適格消費者団体の中からさらに内閣総理大臣が認定した「特定適格消費者団体」が、消費者に代わって、事業者から金銭を取り戻し、消費者に分配することが可能となります。同制度は、第一段階として、特定適格消費者団体が、事業者に対し、消費者の事業者に対する請求権の存在確認を行い、これが認容されれば、第二段階として、個々の消費者が特定適格消費者団体に授權し、特定適格消費者団体が個別消費者の請求権をまとめて行使し、事業者から支払を受けて個別消費者に分配を行うものです。

対象となる被害の内容は、①契約上の債務の履行の請求（ゴルフ場の会員権の解約金が返金されない事例な

ど）、②不当利得に係る請求（無効な解約金条項により徴収された解約金の返還請求など）、③契約上の債務の不履行・瑕疵担保責任による損害賠償の請求（耐震基準につき偽装されたマンションの事例など）、④不法行為に基づく民法の規定による損害賠償の請求（未公開株の詐欺被害事例など）です。今回導入される制度では、精神的損害（慰謝料）、いわゆる拡大損害（製品の発火で家が焼失した場合など）、人身損害、有価証券報告書の虚偽記載による損害賠償請求などは対象となりません。慰謝料が対象外であることから個人情報が出たことによる慰謝料請求も対象となりません。

集団的な消費者被害の回復制度が導入されたことは画期的ですが、個人情報流出事例、有価証券報告書虚偽記載事例、人身損害の事例など、被害が多く発生しながら十分な被害救済がなされていない分野も、今後この制度の対象としていく必要があります。

## 法律紹介 3

### 障害者差別解消法の施行

弁護士 上里 美登利



#### 1 はじめに

障害者差別解消法は、正式名称を「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」といい、平成28年4月1日から施行されています。

この法律（以下、単に「法」といいます。）は、行政機関等や事業者に対し、①「障害」（法2条1号）を理由とする不当な差別的取扱いを禁止すると共に、②「社会的障壁」（法2条2号）の除去についての合理的配慮の提供を求めています（法7条、8条）。

#### 2 定義

法が定義する「障害者」とは、障害者手帳を持っている方に限らず、広く、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害のある方を含む）、その他の心身の機能に障害がある方であって、障害及び社会的障壁により日常生活や社会生活に相当な制限を受けている方をいうとされています（法2条1号）。

また、①不当な差別的取扱いが禁止され、②合理的配慮の提供が求められる「事業者」は、「商業その他の事業を行う者」と定義されており（法2条7号）、継続的な

活動・サービス等を行っていれば、法人組織に限りません。

#### 3 ①不当な差別的取扱いの禁止

法は、行政機関等や事業者が、法の定義する「障害者」（法2条1号）に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています（法7条1項、8条1項）。

#### 4 ②合理的配慮の提供

また、法は、行政機関等や事業者が、法の定義する「障害者」から、社会的障壁を取り除くための何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたとき、過度な負担を負わない範囲でこれに応じた社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮をしなければならないと定めました（法7条2項）。事業者に対しては、これに努めなければならないと定められています（法8条2項）。

#### 5 具体的な対応方針等を定めたもの・罰則

(1) 本法に基づく施策を実施するために、政府は「基本方針」（法6条）を定めています。

- (2) この基本方針に基づき、地方公共団体の職員等が適切に対応するために必要な要領として、地方公共団体の機関及び独立行政法人は、「地方公共団体等職員対応要領」の制定に努めることとされています（法10条1項）。
- (3) 事業者については、事業者の所管等を行う主務大臣（法21条）が、基本方針に即して事業者が適切に対応するために必要な指針として、「対応指針」を定

めることとされています（法11条1項）。

そして、主務大臣は事業者に対し、対応指針に定める事項について、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができるとされています（法12条）。報告をせず、また、虚偽の報告を行った場合には、20万円以下の過料に処するとの罰則規定（法26条）が存在します。

## 法律紹介 4

### 刑の一部執行猶予制度

弁護士 伊吹 健人



量刑上の選択肢に、刑の一部執行猶予を加える「刑法等の一部を改正する法律」（以下、「改正刑法」といいます。）及び「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律」（以下、「薬物法」といいます。）が、平成28年6月1日より施行となり、いずれの法律も、施行前にした行為についても適用されます（改正刑法附則2条、薬物法附則2条）。

一部執行猶予は、例えば、懲役3年の場合に、内8月を猶予することとし、2年4月の実刑部分の執行後、猶予期間（例えば2年）を無事に経過すれば、3年の刑期を実刑部分（2年4月）に軽減し、実刑部分の執行が終わった日において刑の執行を受け終わったものとするものです（改正刑法27条の2第2項、同法27条の7）。

改正刑法では、同法27条の2第1項所定の要件を充たせば対象犯罪に限定はないのに対して、薬物法では、同法2条2項所定の薬物自己使用・単純所持を犯した者を対象にし、累犯者も含みます。

一部執行猶予は、あくまで実刑の一種であり、実際に服役することになります。そして、猶予される部分は、

実際には短いものになると見込まれています（刑期の2割程度とする見解があります。）。

また、すでに前刑の執行猶予中の場合には、前刑の執行猶予が取り消され、前刑分も服役した後に後刑の一部猶予の猶予期間が起算されます（改正刑法27条の2第3項）。

改正刑法では、保護観察を付するかどうかは裁量的です（同法27条の3第1項）が、原則として付される運用になることが見込まれます。薬物法では必要的であり（同法4条1項）、保護観察中は簡易薬物検査が実施されます。

裁量的取消しにおいて、遵守事項を遵守しなかったことのみで取消事由とされており（改正刑法27条の5第2号）、全部執行猶予のように「その情状が重いとき」（刑法26条の2第3号）という限定がなされていません。

実務上は、実刑を終えた後に、長期の監督下に置かれることにもなるので、いかなる弁護方針を立てるのか、また、上訴審において、全部実刑と一部執行猶予との間での変更が不利益変更となるか否かといった点が問題となりえます。



## 日帰り小旅行

長浜盆梅展鑑賞  
& 近江牛ツアー

恒例となった事務所小旅行が今年も開催されました。まだまだ寒さも厳しい2月下旬、バスに乗って出発です。今年は、滋賀の長浜での盆梅展と黒壁スクエア散策、最後に近江牛を堪能するコースになりました。2月末で当事務所を退所する福市弁護士の送別会も兼ねており、盛りだくさんな内容です。

最初の移動時間には、事前に事務所内で行ったアンケートに基づくクイズ大会が行われました。もちろん賞品つきです。

事務所になんだ問題を多く出題した結果、事務局に高得点が相次ぎました。弁護士の意外なプロフィールや事務所の知られざる秘密など、事務所や弁護士、事務局について新たな一面が分かり、大いに盛り上がりしました。

盆梅展では、様々な大きさ種類の梅を堪能することができ、ひと足早く春の訪れを感じました。大きなものは、盆梅という言葉が似つかわしくないので堂々とした枝振りでした。一方小さなものは配置によって、まるで梅園を俯瞰しているような気分を味わえました。白から濃いピンクまで色とりどりの梅が揃っている姿は華やかで大変見応えがありました。

再度バスに乗り込み黒壁スクエアへ。

バスが着くなり、美しい町並みと共に海洋堂ミュージアムやホワイト餃子のお店へと急ぐ人など思い思いに楽

しみました。海洋堂フィギュアミュージアム前では、設置されている等身大のフィギュアと共にミニ撮影会を行いました。ヒーローを前にすると笑顔になり、同じポーズをしたり、腕を組んでみたり、普段とは違う一面を写真に収めることができました。

お腹も空いてきたところで、最終目的地の「千成亭」へ移動し、昼食をいただきました。近江牛づくしで、各自で肉を焼いていくものから、近江牛のお寿司まであり、大満足の内容でした。

ここでは、福市弁護士の送別会も催されました。

長谷川弁護士、野々山弁護士、小原弁護士から福市弁護士へ送別と激励の言葉があり、事務局からも送別の言葉と送別の品が贈られました。特に事務所全員のメッセージ付のフォトブックを見て感動されている様子の福市弁護士の姿が印象に残っています。クイズ大会の高得点者とブービー賞の賞品授与もあり、和やかな雰囲気につつまれていました。

ご飯を食べたら後は無事に帰るだけです。帰りのバスでは、満腹感と心地よい疲労感から夢見心地だった人も多かったのではないのでしょうか。

今回の小旅行では、自由に見て回る機会などもあり、一層旅行をしている気分を味わえ、よいリフレッシュになりました。今から来年が楽しみです。

## 編集後記



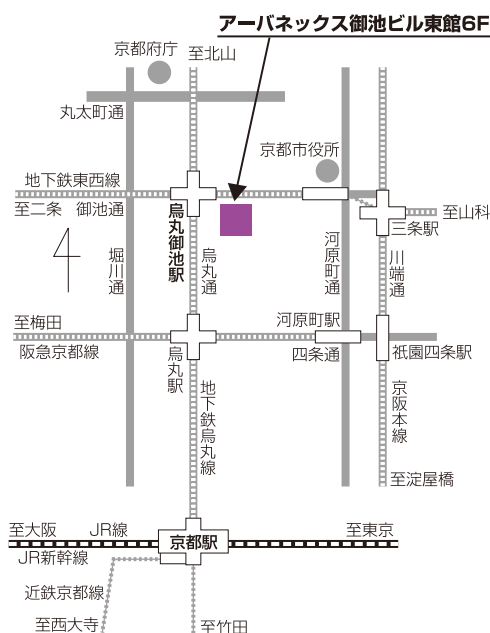
今年も京都の暑い夏がやって参りました。皆様に、当事務所の近況をお伝えする「燦」をお届け致します。

昨今は、熊本の大地震や、新名神高速道路の橋桁落下事件、長距離バスの転落事故、三菱自動車の不正発覚など、痛ましい災害や事件、事故が相次ぎました。当事務所としましては、目の前のひとつひとつの事件

に全力で取り組むことで、少しでも世の中を良くしていきたいと思っています。

事務所報「燦」では、我々の素の部分を知っていただき、少しでも当事務所を身近に感じていただければと思います。お気軽に、ご意見、ご感想をお寄せください。

### 事務所へのアクセス



京都市営地下鉄「烏丸御池駅」下車。  
北側改札を出て、3-1番出口より階段を上がってすぐ  
(3-2番出口からはエレベーターでも上がれます)

### 「燦」の由来

弁護士バッジの「ひまわり」は正義のシンボルである太陽を常に指向することを表しています。

「燦」は光り輝いて遠くからもはっきりみえるという意味がありますが、その音はSUN（太陽）にも通じると考え、事務所報のタイトルといたしました。

今後とも、いろいろなトラブルの闇の中に解決の光を照らすことを業務遂行の指針として参りたいと考えております。  
(創刊号巻頭言より)



発行人 **御池総合法律事務所**

編集者 志部淳之介

野村 和代 山中 櫻子